老高発 1011 第 2 号 老認発 1011 第 2 号 令和 6 年 10 月 11 日

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局 高 齢 者 支 援 課 長 認知症施策・地域介護推進課長 ( 公 印 省 略 )

「ケアプランデータ連携標準仕様」の改訂について

介護保険行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。 介護分野における業務効率化を図るためには、ICT を活用した情報連携が重要です。 そのため、異なるベンダーの介護ソフト間であってもデータ連携ができるよう、厚生 労働省において「ケアプランデータ連携標準仕様」を作成し、「「ケアプランデータ連 携標準仕様」について」(令和6年7月4日老高発0704第1号、老認発0704第3号) によりお示ししているところです。

今般、「ケアプランデータ連携標準仕様」における不具合の解消を行うため、以下のとおり改訂を行いました(別添1)。

- CSV バージョン値・・・旧「202503」 新「202407」
- ファイル名規約 ・・・旧「サービスコード(3 桁)」 新「サービス種類コード(2 桁)」

各都道府県におかれては、本通知の内容について、管内市区町村、介護事業者、関係団体、関係機関等に対して周知いただくよう、お願いいたします。

なお、この通知の発出に伴い、従前の「「ケアプランデータ連携標準仕様」について」(令和6年7月4日老高発0704第1号、老認発0704第3号)別添1に替えて本通知における別添1を適用するものとします。

「入退院時情報連携標準仕様」及び「訪問看護計画等標準仕様」については、引き続き、「居宅介護支援事業所と、介護サービス提供事業所や医療機関等との間におけるデータ連携のための標準仕様について」(令和4年8月12日老高発0812第1号、老認発0812第1号、812)の別添2及び別添3を適用することを申し添えます。